

沖縄県個人情報保護審査会答申第85号 概要

①件名	警察署保護室の監視カメラ映像に係る不開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	平成30年12月21日（受理：平成30年12月25日）
③実施機関	沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
④決定年月日	平成31年2月7日（沖生企第1038号）
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定
⑥決定理由	条例第15条第5号：公共の安全等に関する情報
⑦審査請求年月日	平成31年3月7日（受理：平成31年3月8日）
⑧審査請求の趣旨	審査請求に係る処分を取り消し、公開するとの決定を求める。
⑨審査請求理由要旨	<p>(1) ビデオのどのような内容が写っている部分が、どのような意味で公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすのか全く記載されていない。</p> <p>(2) 本件ビデオは、刑事法の執行（司法警察）に関わるものではないし、一般に公にしても、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にする恐れは全くないものである。</p>
⑩諮問年月日	令和元年5月24日（沖公委（生企）第110号・沖公委（広相）第12号）
⑪答申年月日	令和元年11月12日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論 沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、平成31年2月7日付け沖生企第1038号による保有個人情報不開示決定については、結論において妥当であるが、裁量的開示についても検討すべきである。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 本件公文書について 本件公文書は、保護室内部を撮影した映像及び保護室入り口を撮影した映像であることを確認した。</p> <p>(2) 条例第15条第5号該当性について 本件公文書を開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第15条第5号に該当すると判断した。 また、要保護者の奪還や保護室に対する襲撃の実数や事例については、回数は少なくとも発生した事実があることから、今後も発生する危険性も否定できず、開示することで公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと実施機関が判断したことは妥当であると思慮される。 なお、審査会としては、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼさない部分の開示が望ましいと考えるが、警察における現在の編集能力では、保護室の構造やドア、窓、壁等の素材等、不開示情報を除いて該当箇所のみを抜き出す技術も機材もないとの実施機関からの説明があり、本件公文書全体が不開示情報となることはやむを得ないものである。</p> <p>○裁量的開示の検討について 本件においては、泥酔による危害から安全を確保するために保護したものの、保護室内で負傷するという事態になり、本来安全であるはずの保護室で何故負傷したのか、泥酔のため負傷当時のことを覚えていない審査請求人が疑問に思うことは理解できるものである。 したがって、本件公文書は条例第15条第5号に該当する不開示情報ではあるが、保護室内における負傷という事実を考慮し、保護室内部を撮影した映像のうち負傷したことが分かる部分について、条例第17条に基づく裁量的開示として、保有個人情報の写しの交付ではなく該当部分を閲覧させることを検討すべきである。</p>